

平成23年度第1回岐阜県事業評価監視委員会議事概要書

日 時：平成23年5月20日（金）

10：00～11：15

場 所：岐阜県庁舎9北1会議室

○ 開会の挨拶（三輪技術検査課長）

○ 議事

- 1 議事概要書署名委員の指名
委員長から署名委員として大野委員、三井委員、野田委員を指名。

2 平成23年度の審議事項及び計画等について

（1）公共事業の再評価*¹について

【意見】

公共事業の再評価をする上で、岐阜県のビジョンをしっかりと示し、各事業がどのように位置付けられているのか明確にするとともに、そのビジョンや政策に照らし、各事業の目的や効果を評価し、その後の対応を判断する必要がある。

（2）市町事業の再評価について

【審議結果】

市町から審議依頼のあった6事業の再評価について、本委員会の審議案件とする。

（3）再評価実施箇所及び事業概要について

【質疑応答】

- Q) 費用対効果分析で便益の評価期間が事業完成後50年間とあるが、評価方法や評価期間の考え方について教えてほしい。
- A) 例えば都市計画というのは、大体20～30年位先を見越して計画を立てます。その際、計画に基づいて公共施設を建設しますが、何年先を見越して建設するかについて色々議論があります。基本的には、公共施設は社会の継続性から長期を見越した計画としており、施設の種類によって異なりますが、現在では、大体30～50年先を見越して、その評価を行うことになっています。つまり、施設の完成後50年位の間には発生する費用と便益を計測して比較することにより施設に投資するかどうかの判断材料にしています。
- Q) 多額の費用をかけて建設した公共施設を、十数年しか経過していないのに利用されないから取り壊すとか民間に安価に譲渡するなどと言った話を聞くが、しっかりと最初に評価していれば、このような事態にならないのではないか。
- A) そういう反省より、平成12年頃から国が事業評価制度を指導するようになりまし。ただし、将来の状況を100パーセント予測して分析することは難しいため、再評価で計画を見直したり、評価の仕方を見直すこともしています。

【審議結果】

平成23年度は別表に掲げる40箇所（県事業34・市町事業6）の審議を実施する。

(4) 事後評価*2の審議について

【審議結果】

本委員会において、事後評価について審議案件とする。なお、審議箇所は対象箇所18箇所から、次の5箇所について事後評価の審議を行う。

事業名	地区名 (路線名・河川名等)	施行場所	事業課名
経営体育成基盤整備事業	輪之内南部地区	輪之内町	農地整備課
森林居住環境整備事業	林道 洞 <small>ほら</small> ～ <small>すごう</small> 数河線	飛騨市	森林整備課
地域防災対策総合治山事業	春日地区 <small>かすが</small>	揖斐川町	治山課
地方道路交付金事業	(一) 富加美濃線 志津野 <small>しづの</small> ・松森工区	関市、美濃市	道路建設課
河川総合開発事業	中野方生活貯水池 <small>なかのほうせいかつちよすいち</small>	恵那市	河川課

(5) 再評価実施箇所の現地調査について

次の3箇所について、6月21日(火)に現地調査を実施する。

	事業名・箇所名	調査場所
①	広域河川改修事業(社会資本整備総合交付金) 【鳥羽川】・・・別紙箇所一覧 NO. 28	岐阜市、山県市
②	道路改築事業(社会資本整備総合交付金) 【(国) 417号岡島橋】・・・別紙箇所一覧 NO. 13	揖斐川町
③	公共林道事業(地域自主戦略交付金) 【池田山平成線 <small>へいせい</small> 】・・・別紙箇所一覧 NO. 8	池田町

(6) 平成23年度監視委員会の開催計画について

以下の日程で委員会を開催する。

	開催日	会議概要
第2回委員会	6月21日(火) 13:00～	○現地調査
第3回委員会	8月3日(水) 10:00～	○再評価詳細審議(県及び市町事業) ・林道事業 : 5箇所(内市事業2箇所) ・河川事業 : 4箇所(県ダム事業、市事業) ・下水道事業 : 3箇所
第4回委員会	9月9日(金) 10:00～	○再評価詳細審議(県事業) ・農業農村整備事業 : 4箇所 ・河川事業 : 10箇所
第5回委員会	11月7日(月) 13:00～	○再評価詳細審議(県事業) ・道路事業 : 14箇所
第6回委員会	12月～2月	○事後評価詳細審議(県事業) ・農業農村整備事業、林道事業、治山事業 道路事業、河川事業 (各1箇所)

○ 閉会の挨拶（三輪技術検査課長）

* 1 （再評価）

事業の採択後一定期間を経過した後も着工されていない事業、事業の採択後既に長期間が経過している事業の評価。

* 2 （事後評価）

事業完了後（暫定供用後を含む）1年間を経過した大規模な事業の評価。
但し、河川事業等、事業効果が現れるまで期間を要する事業については5年経過後に評価する。

